

情報技術による市民参加の諸課題と それに対する法的対応についての検討

—三鷹市の市民参加・協働に関する条例の見直しを手掛かりとして—

汪 穎

現代社会においては、あらゆる生活に関わるものが情報技術の発展によって変容を迫られる段階を迎えている。この逆らえない勢いの中で、市民と行政あるいは市民間が情報技術を利用し、より便利に対話するようになってきている。しかし、情報技術による市民参加においては、個人情報保護や情報技術の利用における公平性などの問題も見逃してはいけない。

本稿には、地方公共団体における市民参加・協働に関する条例である自治基本条例、市民参加条例および市民協働条例に着目し、情報技術による市民参加の課題を分析したうえで、条例を見直す必要性を論じて具体案を提言した。

具体的には、現在、情報技術による市民参加においては、第三者である事業者の介入や新たな市民参加の格差の発生などの課題が生じている。それに対して、市民参加についての基本事項を定めている各条例では、時代遅れの恐れがある規定や抽象的な規定が多く存在している。既存条例は、現在の市民参加に顕在している課題に対応できていないため、それを見直す必要がある。

キーワード： 市民参加 情報技術 地方公共団体 法的対応

1 はじめに

本稿は、情報技術の推進が地方公共団体の市民参加に与えている影響に対して、どのような法的対応を取るべきかという問題を意識し、市民参加・協働に関する条例の見直しを中心に検討していくものとする。

現代社会においては、あらゆる生活に関わるものが情報技術の発展によって変容を迫られる段階を迎えている。この逆らえない勢いの中で、行政機関も積極的にネットワークを利用しており、オンライン行政手続を推進している。

それと同時に、市民と行政あるいは市民間が情報技術を利用し、より便利に対話するようになる可能性も高くなる。場所や時間に拘束されている人間関係が拡大しているため、市民生活に関係する行政機関の政策決定の過程においても、情報技術を活用することが活発になってきている。他方、情報技術による市民参加においては、個人情報の保

護や情報技術の利用における公平性などの問題も見逃してはいけない。では現在、地方公共団体での市民参加についての基本事項を定めている各条例は、どうなっているのだろうか、それらの問題に十分に対応できるか。そして、いま問題にすべきは現在の条例自体を再点検して、より現状にふさわしい仕組みを構想していくことであろう。

東京都の多摩地域東部に位置する三鷹市では、1998年の「三鷹市地域情報化計画」をはじめ、2012年度の総務省事業である「ICT街づくり推進事業」における各種の情報システムの構築を経て、そして2020年の「みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン」まで、地域の情報化に関して、20年以上の経験を蓄積してきている。一方で、三鷹市の市民参加は約50年間にわたり行われてきたため、国内のみならず、世界的にも知られている。2006年に、三鷹市は市民参加を主な内容としている「自治基本条例」を作成した。さらに現在、三鷹市は、400名以上の公募市民が参加している「三鷹市市

民参加でまちづくり協議会」において、Zoom、Slack等デジタルシステムによるコミュニケーションも模索している。三鷹市は情報化の推進の点でも、市民参加の点でも、日本の先駆けであるといえよう。

本稿には、前述した問題を念頭に置き、三鷹市の例を手掛かりとして、情報技術による市民参加の諸課題についての対応策を考えてみたい。論述の順序として、まず地方公共団体における市民参加・協働に関する条例の概観、三鷹市の条例の制定状況を紹介する(2)。次に、既存の条例を見直す必要性を論じる(3)。最後に、今後の市民参加・協働に関する条例のあるべき姿を取り上げる(4)。

2 地方公共団体における市民参加・協働に関する条例の現状

地方公共団体における市民参加・協働に関する条例は主に3種がある。それは自治基本条例、市民参加条例および市民協働条例である。本節はそれらの条例の制定状況、内容構造およびそれぞれの差異を簡単に触れたうえで、三鷹市の市民参加・協働に関する条例を紹介する。

2.1 自治基本条例の現状

地方分権改革のうち、2000年に地方自治法を主とした地方分権一括法が制定され、「住民自治」が視野に入られるようになった。同年、北海道ニセコ町は、自治基本条例の先駆けとされる「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定した。NPO法人公共政策研究所の統計によれば、2021年4月までに全国1788地方公共団体の中には、397地方公共団体(22.2%)が自治基本条例を施行している。

「まちづくり基本条例」、「市政基本条例」など異なった名称となっている自治基本条例の中身を見てみると、そのほとんどが同じ構成または同じ内容となっている。まず、「前文」がついている。この前文は宣言的な内容となっており、条例制定の由来と経緯、その基本原理を述べたもの、ある

いは地域の特徴などを謳っている(杉山2014)。前文以外、①基本原則、②市民の範囲・権利・責務、③首長・議会の責務、④代表・投票・参加・協働、⑤政府関係・位置づけ・見直しといった内容の条項で構成されているのがほとんどである(沼間2010)。条例の中には、「市民参加の推進」や「市民に対し市政に参加する多様な機会を保障する」などの条文が設けられているが、抽象的な規定にとどまってしまうものが多い(高橋2018)。

自治基本条例の位置付けについて、それを地方公共団体の憲法としてとらえ、他の条例や、法令の解釈においても優位にすべきであるという見方が多数である。それに対して、自治基本条例は何らほかの条例との効力の格差はなく、同じ条例であるため、最高規範性を正当化することはできないとの見解も存在している(沼間2010;阿部2013;杉山2014)。さらに、自治基本条例を制定しなくても市民の日常生活に支障はなく、自治基本条例が単なる流行にすぎないという観点も見られる(児玉2019)。

ただし、自治基本条例制定後の地方公共団体の取り組みとして、それらの責務を果たすために必要な条例や、それらの責務をどのように履行していくのかを住民に明示するための条例も制定されている(阿部2013)。例えば、「住民投票条例」、「パブリックコメント手続条例」、「市民参加条例」、「審議会や委員会の委員の公募に関する条例」、「公益活動支援条例」、「公民協働推進条例」などが見られる。それらは、多くの地方公共団体では理念的な自治基本条例に基づき、具体化されたものであるため、自治基本条例が市民参加にもたらす積極的な効果を否定できないと思われる。

2.2 その他の市民参加・協働に関する条例の概説

自治基本条例に基づき、その実効性を確保するための関連条例である市民参加条例および市民協働条例もある¹⁾。

2.2.1 市民参加条例

まず、市民参加手続の詳細を定めたのは、市民参加条例である。市民参加条例はメニュー型であり、市民参加の対象となる行政活動のメニューおよび市民参加手続のメニューを具体的に列挙し、両者を組み合わせるマッチング・ルールも定めるものである（高橋 2018）。すなわち、内容には①参加事項、②参加方法、③マッチング・ルール、④実施予定の公表、⑤実施結果の公表、⑥第三者委員会による事前・事後評価を基本にしており、また地方によっては市民政策提案などの手続も見られる（高橋 2018）。

市民参加条例は、参加方法の数と種類によって、さらに①総合的な市民参加条例と、②個別の市民参加条例に分けられる。総合的な市民参加条例の方は、意見交換会、意見公募手続、ワークショップなどの参加方法が色々あるが、個別の市民参加条例の方は参加方法が一つに限定されている。典型例としては、「意見公募手続条例」や「住民投票条例」などが挙げられる。

市民参加条例は、市民の行政への参加権を保障することに重心が置かれ、行政に市民参加の実施を義務付ける手続条例という性格が強い。そのため、市民参加条例は行政の裁量を制限し、市民参加の実施を保障することには大きな役割を果たしていると思われる。しかし、抽象的な規定の多い自治基本条例を実施している地方公共団体では、圧倒的多数が市民参加条例までを制定していない。参加に関するルールは「パブリックコメント手続実施要綱」など行政内部規範にとどまっている（高橋 2018）。

2.2.2 市民協働条例

手続条例である市民参加条例と異なって、市民協働条例の一部は理念条例としての性格が強いと考えられている（高橋 2018）。協働とは、市民が行政と対等関係を取りながら、それぞれの役割を分担し、地域課題の発見・解決に取り組むことである。協働推進を法形式的に整備しているものと

して、市民協働条例がある。

そして、市民協働条例には、①地方公共団体と市民との協業や支援を真正面からとらえている市民協働条例と、②個別の協働・支援施策を内容とする条例、2種がある。例えば、公設 NPO サポートセンターの設置（「鎌倉市市民活動センターの設置及び管理に関する条例」）、税の減免（「岡山県特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例」）についての条例がある（松下 2017）。

2000 年に入ってから、市民協働施策の推進と広がりの中、市民協働条例も変化している。当初の NPO の自立を支えることを主眼とした制度が多様化されている。例えば、条例における支援内容は財政的支援のみならず、地域拠点、人材・団体育成、情報発信・提供、土地・施設等無償貸与などの多様な支援が見られる。そして、条例の対象は NPO に限らず、自治会・町内会等の地域コミュニティ、住民組織、事業者、学校等、地域の社会課題解決に取り組む個人および団体等のすべての市民がこれに当てはまるとしているものも見られる（松下 2017）。現在、市民協働条例では、①協働の理念・原則、②市民活動団体の役割、③コミュニティ組織の役割、④市の役割（協働に向けた市の基本施策を含む）、⑤市長の諮問に応じた協働の推進に関する事項を調査審議する委員会（協働推進会議等）の設置、⑥市民活動団体・コミュニティ組織の行う公共事業への助成、⑦協働事業など協働への取り組みの基本的方向を大まかに定めるのが一般的である（高橋 2018）。

しかし、条例の制定について、特に第①種の市民協働条例を制定した地方公共団体の方が市民参加条例の方よりも少ない。その原因としては、市民協働条例は基本的な方針や原則論にとどまるうえ、理念的な自治基本条例にさらに理念的な協働条例を加え、屋上屋を架す必要がないと考えられている（高橋 2018）。それに対して、市民協働条例を制定したことによって、協働を確固とした地方公共団体運営の基本方針として確立し、協働型の行政展開を義務付けることは、成功であるとの評

価値も存在している（新川 2017）。

2.3 三鷹市の市民参加・協働に関する条例

2.3.1 三鷹市自治基本条例

分権改革により、自治の原理や市政運営の基本原則を明確にし、市民自治による協働のまちづくりを一層推進することを目的として、三鷹市における最高規範である「三鷹市自治基本条例」は2005年に公布された。

実は、「三鷹市自治基本条例」の施行に先立ち、町内会・自治会や住民協議会をはじめとするコミュニティ活動が実践され、「三鷹市自治基本条例」の施行とほぼ同時に、「地域ケアネットワーク」²⁾、「見守りネットワーク事業」³⁾、「みたかまちづくりディスカッション」(汪 2021)などの「民学産公」⁴⁾の協働の実践も活発化している。ゆえに、「三鷹市自治基本条例」は行政過程への市民参加を飛躍的に拡充することを期待して制定されたというよりむしろ、既に生じている変化を定着させるため、あるいは生じつつある変化をいくらか加速させるため、制定されたと考えた方が、実態に近いように思われる。

「三鷹市自治基本条例」の構成と内容は、以下の通りである。まず、条例の制定の理念などについての前文を置き、本則全7章38条からなり、「この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする」(1条)として、「市民及び市民自治」(2章)、「市議会」(3章)、「執行機関」(4章)、「市政運営」(5章)、「参加及び協働」(6章)、「政府間関係」(7章)等について規定している。そして、これらのうち「市政運営」(5章)は、「個人情報保護」(15条)、「パブリックコメント」(16条)、「説明責任」(17条)、「オンブズマン」(19条)、等について規定し、また「参加及び協働」(6章)は、

「コミュニティ活動」(31条)、「協働のまちづくり」(32条)、「住民投票」(35条)について規定している。

「三鷹市自治基本条例」でパブリックコメント手続の概要を定めるとともに、翌年に公布された「三鷹市パブリックコメント手続条例」では具体的な手続を明確にしている。そして、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」およびいくつかの規則・基準も同時期に整備されている⁵⁾。

2.3.2 三鷹市パブリックコメント手続条例

2006年に、個別の市民参加条例である「三鷹市パブリックコメント手続条例」が公布された。同条例の制定目的は、「市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする」(1条)である。「行政手続法」(平成29年法律第4号)における意見公募手続(6章)の制定目的と比較すると、「行政運営における公正の確保と透明性の向上」に限らず、「市民参加の促進を図る」ことも明確にされている。条例は12条からなり、パブリックコメント手続の対象、意見提出期間、パブリックコメント手続の特例、情報提供、施策等の案の公表等、意見の提出、提出意見の考慮、結果の公表等について詳しく規定されている。

実務上、三鷹市は「三鷹市パブリックコメント手続条例」の規定にしたがい、2009年から2020までに、合計102件のパブリックコメントを実施した。そのうち、4件には101件以上の意見が収集された⁶⁾。

その他、2003年に、三鷹市は「三鷹市市民協働センター条例」を公布し、それに基づき、三鷹市市民協働センターを開設した。ただし、同条例は市民協働センターの設立などを主な内容としており、地方公共団体と市民との協業や支援を真正面からとらえているものは極めて少ないため、今回の見直しの検討対象としない。

3 既存の市民参加・協働に関する 条例を見直す必要性

自治基本条例であれ、その他の市民参加・協働に関する条例であれ、一部の地方公共団体は市民が市政への参加を確保するため、すでにルールを定めている。では、なぜ現在の情報社会において、こうした条例を再び見直す必要があるのか。本節では、主に既存の法的根拠、情報技術による市民参加の課題および既存の市民参加・協働に関する条例の問題という三つの角度から、その必要性を述べる。

3.1 既存の法的根拠

既存の法律においては、情報社会の市民参加・協働に関する条例を改正しなければならないというような文言は存在していないが、それに近い意味が窺い知るものがあると思われる。

まず、2021年に「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)をはじめ、デジタル改革に関する6本の法律が公布された⁷⁾。「デジタル社会形成基本法」はこれまでのIT政策の基本法である「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号、以下「IT基本法」という。)を廃止し、デジタル社会の形成を目指す新たな基本法として制定された。同法のデジタル社会の基本理念(第3条から第12条まで)においては、「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」(3条)、「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」(5条)および「活力ある地域社会の実現」(6条)などが明記されている⁸⁾。もちろん、こうした国民生活あるいは地域社会には、市民が行政過程への参加、すなわち市民参加も包括されている。そのため、情報技術による市民参加は、デジタル社会形成の一環として取り扱われ、その実現を工夫しなければならないという意味が、含まれているであろう。

では、地方公共団体はデジタル社会形成の過程ではどのような責務を負うか。同法によって「地

方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」(14条)。そして、「政府は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」(17条)。さらに、そもそもデジタル社会の形成に関する施策の策定及び実施にあたって、「広く国民の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならない」(19条)とも要求されている。すなわち、地方公共団体は、地域のデジタル社会の形成に関する施策の策定および実施における市民参加を含む、全てのデジタル社会の形成に関する施策に対して、責務を有している。そのうえ、必要がある場合、地方公共団体に法制上の対応も求められる。ゆえに、情報社会における市民参加の問題を解決するため、地方公共団体が市民参加の各事項を規定している市民参加・協働に関する条例を改正することもあり得ると解釈できると思われる。

上記以外、「デジタル社会形成基本法」に基づき、改正された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成14年法律第151号)においては、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない」(13条1項)という規定が存在している。市民参加条例に定められた意見公募手続等市民参加の方式は、条例に基づく手続に該当するため、地方公共団体は情報技術を通して、何らかの形でそれをさらに推進させる努力を講ずる必要もあると思われる。

3.2 情報技術による市民参加の課題

情報技術による市民参加は、対面での市民参加と比較して、実施時間と場所に制限がないため、

参加主体が拡大できることや、市民参加のコストが削減できることなどのメリットが多く存在している⁹⁾。一方で、情報技術による市民参加には、新たな課題も生じている。

3.2.1 第三者である事業者の介入

本来、行政過程への参加、すなわち市民参加は主に行政側と市民側の両者の関係である。無論、市民側には個人に限らず、市民団体や事業者なども含まれている。このようなときには、個人情報保護などの市民参加の安全に関わることは、すべて行政によって保障されている¹⁰⁾。しかし、情報技術による市民参加の場合、情報技術を提供している事業者は、行政側と市民側の間に新しく介在してくる第三者になったため、そもそもの両者関係は三者関係に変化した。その結果、市民側の個人情報保護などの問題が一層複雑になってきている。

事業者の責務について、前述した「デジタル社会形成基本法」において、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする」(16条)という規定が新設されたが、具体的に何を協力するか、そして、その協力過程で問題が発生した場合、誰がどのように対応するかなどについて、いまだに不明確である。

他方、市民参加の効果を発揮しようとするれば、市民側と行政側の相互信頼が重要なポイントである。こうした信頼関係を構築・維持するとき、行政過程の透明性が不可欠であるうえ、市民参加の実施に関連する情報をできる限り市民に知らせることも重要である。しかし、第三者である事業者は、行政との違いが大きいため、それが市民と行政の間に介在しているとき、そもそも市民と行政の信頼関係に傷がつくおそれもある。そして、事業者と関わりある情報をどこまで市民に公開できるかなどについても、さらに検討する必要がある

と思われる。

3.2.2 新たな市民参加の格差の発生

市民参加は強制的なことではないため、それに参加するかしないかを、個々市民が自由に決められる。とはいえ、行政としては可能な範囲で多くの道を開いて、市民に意見を述べる機会を平等で与える必要があると思われる。

本来、意見交換会や市民協議会などの対面での市民参加は、時間と場所に制限があるため、誰でも容易に参加できるとはいえない。現在、情報技術による市民参加が若者やサラリーマンなどにとってより便利になった。そのため、今後の参加者数が増える可能性が高いと予測できる¹¹⁾。しかし、それにも新たな格差が生じてしまっている。情報技術による市民参加においては、新しい情報技術を使いこなす能力をもっている市民と、そうでない市民との間に不平等が存在している。とくに、高齢者、外国人など情報技術の弱者にとって、情報技術による市民参加は逆に難しいことになっている。この問題について、「デジタル社会形成基本法」等の法律には「利用の機会等の格差の是正」という規定が設けられている¹²⁾。そのうえ、一部の地方公共団体では、情報通信技術を普及・支援するための公開講座の開催や基礎設備を備えた利用場所の提供など、弱者に対する取り組みがすでに積極的に行われている¹³⁾。

ただし、ここで留意すべきは、単に情報技術を利用する能力を育成すること、または情報技術を利用できる場所を提供することによっては、決して情報技術による市民参加の格差が解消できるともいえない。情報技術を通して述べられた意見と対面での参加で述べられた意見が、同等に取り扱われているか、また入手できる行政情報(対面での市民参加の討論結果なども含む)と対面で参加し得た行政情報が、同じものであるかなどの問題は、まさに市民参加の新たな格差であろう。これらの格差を生じさせないような考慮をしなければならないと思われる。

3.2.3 行政の回答義務に与える影響

多数の地方公共団体の市民参加・協働に関する条例では、市民参加を実施した後、行政が市民から述べられた意見に回答しなければならない、すなわち行政の回答義務が明確にされている。しかし、実際は行政からの回答がごく簡単に濁されたり、または同じ回答が貼り付けられていることも少なくない。その結果、「意見を言っても、市がきちんと考えてくれないので、言いたくない。」等々の考え方をもっている市民もいる¹⁴⁾。ゆえに、行政に回答義務を負わせても、それを適切に果たしていないという問題がそもそも顕在化している。

現在、情報技術の推進によって、情報の流通スピードが格段に速くなったため、僅かな時間で大量の意見が集まる可能性が高い。それとともに、行政が何か不適切な回答をした場合、それが短時間で拡散されてしまうことも予想される。そのため、情報技術による市民参加は、現在の回答義務すらきちんと果たしていない行政にとっては、新たな挑戦になる。このような挑戦と対面する際、地方公共団体は、市民参加・協働に関する条例で既存の回答義務の規定を基にして、それをさらに強化し、そして、その実効性を確保しなければならないと思われる。

3.3 既存の市民参加・協働に関する条例における問題

3.3.1 時代遅れのおそれがある

2001年1月に、「IT基本法」に基づいての「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(IT総合戦略本部)を設置してから、日本はITの利活用に重点を移し、その後、官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)を公布した。さらに、最近のデジタル改革に関する6本の法律の公布が日本のデジタル社会の推進に拍車をかけている。

それとともに、地方公共団体も地域の特性を生かして、自主的な計画や施策を策定した。こうし

た施策においては、住民基本台帳、税、国民健康保険等の情報処理、いわゆる基幹系システムの取り組みのみならず、地域の生活環境の実現、社会の活性化の促進、行政の情報提供の充実、行政手続の利便性の向上など多くの領域で、情報技術が活用されることが見られる。市民参加の促進もその一環として強調されている¹⁵⁾。

このような背景の下、市民参加の基本理念および基本事項を主要内容としての市民参加・協働に関する条例には、それに関する内容を新しく取り入れるべきであると思われる。とりわけ、総合性がある自治基本条例においては、他の条例や総合計画をはじめとする自治体計画との間に、何らかの関連性の存在が見出される。自治基本条例の制定段階から、その関連性を全て予測し、そして事前の調整を完全に行うことは容易なことではない。そのため、自治基本条例の運用過程でのフィードバックによる調整を繰り返すことが、採用されなければならない。要するに、自治基本条例の執行過程に現れる様々な変化をチェックする眼をもつことが肝要ということである(田中 2018)。

「三鷹市自治基本条例」においても、「市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする」(第3条第2項)と明記されている。他方、市民参加条例においても、類似している内容が見られる。すなわち、市長等は、一定の期間ごとに、「この条例の施行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない」(茅ヶ崎市市民参加条例第14条1項)という定めが存在している。

しかし、それにもかかわらず、これまで、市民参加・協働に関する条例には、情報技術による市民参加に関する具体的な規定はいうまでもなく、理念的な文言さえ設けられていない。こうした条例は時代遅れのものといわざるを得ない。

3.3.2 抽象的な規定が多い

第2節で述べた通り、市民参加・協働に関する

条例、とりわけ自治基本条例および市民協働条例は、理念的な条例にとどまっているといわれることが多々存在する。もちろん、理念的なものであっても、その価値を直ちに否定することはできない。しかし、実務上行政がそれを適用するときに、規定が不明確であることが原因で、少なからずの支障が生じている。そのうえ、市民参加の実施にあたって、行政に多大の裁量権限を与えている恐れもある。

そして、理念的な条例と手続条例の効果について、ある「都市における協働事業の実施状況」に対する考察によれば、「理念的な自治基本条例よりも個別条例の方が具体的な仕組みや枠組みを定めていることが実際の事業や施策につながっている」ため、「自治基本条例を制定している自治体よりも個別条例を策定している自治体の方がヒット数（協働事業等の数を指す）が多い」という結論があった（括弧内は筆者によるものである）（近野2021）。すなわち、市民参加の実効性を確保する観点から、過度に抽象化された規定が発揮できる効果には限界がある。

ゆえに、市民参加の取り組みが成熟し定着したと判断できる場合、地方公共団体はその部分をより具体的に規定しておき、市民に対してその骨格を明示すべきであろう。それと同様に、情報技術による市民参加を実施する過程で、効果的な仕組みや進め方を発見したとき、それを市民参加・協働に関する条例に定着できるような努力を惜しまない方がよいと考えられる。

3.3.3 新たな市民参加方法の導入に基づく法的根拠を欠く

情報技術による市民参加の推進を通して、既存の市民参加の方法も改善できるうえ、新たな市民参加の方法の導入、あるいは創設も可能である。

では、新たな市民参加の方法を導入・創設する根拠はどこにあるのか、新たな市民参加の手法をどのように位置付けるのか、さらにその実効性をどのように検証するか、など種々の問題が発生し

ている。それらの問題に対応するために、あらかじめ市民参加・協働に関する条例によって、法的根拠を示す必要があると思われる。

3.4 その他理由

その他、市民参加・協働に関する条例を見直すべき理由もある。まず、条例は国の法の先駆者的役割を果たしている。地方公共団体の条例制定権についての一般論としては、「地方住民の生活に密着した行政分野においては、住民に身近でかつ直接行政責任を負うる地方公共団体が、住民の要求を満たすにふさわしい規制その他の行政手法を、まず開発して国に先駆けて条例でこれを実現していく。そうして、国は各地方自治体のいろいろな試みの最大公約数的な施策を法律に取り入れ、これをナショナル・ミニマムとして各自治体に遵守させる、というのが、『正常な法秩序の発展の姿』となると考えるべきである」（原田1977）。そして、近年の条例制定は、地方自治という本旨によって、幅広い制定が許容される傾向のように見える（村中2019）。そのため、国による動きより、市民参加が活発化している地方公共団体は、情報技術による市民参加の変化を意識し、市民参加・協働に関する条例を直す方がより適切である。

次に、こうした変化についての内容が市民参加・協働に関する条例で根幹として定められると、「細かいことは〇〇で定める」とするとき、規則に任せられる（吉田2007）。もちろん、議会が作る条例はもちろん重要であるが、首長が定める規則もまた重要なルールである。ただし、規則の制定にあたって、やはり、政策決定が先行すべきこととなるであろう（加藤2003）。そして、首長が一人で定める規則よりも、議会での審議を通じて生まれた条例の方がより民主的であると考えられている（吉田2007）。その上、現在、地方公共団体の市民参加・協働に関する定めの中では、条例という形が多く使われているため、それを直接に見直すのはより便利であると思われる。

4 市民参加・協働に関する条例の見直しについての試論

これまでの記述から明らかなように、筆者自身は情報技術による市民参加を市民参加・協働に関する条例に取り入れる最大の目的は、情報技術を利用して市民の声を反映させる仕組みを制度化することにあると考えている。それに対して、条例まで改正する必要がなく、計画による対応もできるという意見も存在している¹⁶⁾。しかし、条例に根拠をもたない計画などは、結局のところ所管部門が全庁的な理解を得ずに勝手に作成した作文に終わり、関連部局の協力が得られず、庁内で実施もされない運命になる恐れもある。さらに、組織というのは基本的に人が入れ替わるシステムなのである。市長が替わったり、議員が替わったり、市の幹部職員が替わったり、さらに職員でも人事異動で異なる部署へ異動したりして、常に人が替わる。担当の職員が異動で替わって、ついでに執行の方向も変わったなどという苦い経験をしたことは少なくない(沼間 2010)。そのため、条例を一度見直した後、情報技術による市民参加に法的根拠を付加することによって、市民参加を継続的に発展させることが望ましい。

本節では、まず、手続的な条例である市民参加条例、そして理念的な条例である自治基本条例という順序で、三鷹市の条例を例にしながら、その補足および修正の仕方を検討してみたい。

4.1 市民参加条例に対する見直し

市民参加条例、とりわけ総合的な市民参加条例には、市民参加の各事項についての規定がすでに具体化されている。それに基づき、見直しを進めていきたいと思う。

4.1.1 情報技術による市民参加の充実について

もっとも重要なのは、情報技術による市民参加の充実に関根拠を持つことであると思われる。前述

した通り、情報技術によって、①既存の市民参加方法を推進できることと、②新たな市民参加方法を創設することが実現できる。

まず、①の場合について、意見公募手続や市民討議会など、これまで活発に利用されている市民参加方法には、オンラインでの参加やソーシャルメディアの利用などと組み合わせると、市民参加は行政と市民の両者にとっても、より便利になる。しかし、ここでの問題は2つがある。第1に、情報技術による市民参加のみを実施すること、すなわち、既存の市民参加方法を実施しないことが可能であるか、第2に、情報技術による市民参加の実施を行政に義務づける必要があるかである。

上記の問題について、まず、既存の市民参加手続は、条例に基づくものであり、そのうえ、ほとんどの市民が馴染んでいるものであるため、情報技術を利用することは市民参加にとって主にプラスアルファの効果を果たしていることであると考えられる。それを鑑み、情報技術による市民参加のみを実施することはありえないと思われる。さらに、市民参加の課題や目標対象などはそれぞれ異なっている。それゆえ、情報技術を如何に利用するかは、行政の裁量判断による方がよりよい方法であると思われる。ただし、参加の地域範囲が広く、または参加者数が多いと予測される場合、情報技術の利用を行政に努力義務とする方が適当であろう。

そして、このような旨がある規定を作成するとき、参考のできるのは、市民参加条例における参加方法の組み合わせを明記した規定であると思われる。当該種類の規定は、より多くの市民参加方法の実施によって参加の効果をさらに発揮させるために、設けられたものである¹⁷⁾。

すなわち、新たな規定は「市は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の実施範囲に照らし合わせ、市ホームページ、公式ソーシャルメディア等を利用して市民参画を実施するよう努めるものとする。市は、オンライン市民参画及びオフライン市民参画両方とも実施するよう努めなければならない

ない」とする方がよいと思われる。

また、②の場合、情報技術に関わる新たな市民参加の方法を導入・創設する根拠としては、「市は、市民参画の手法について随時必要な見直しを図り、市民が市政に参画することができる新たな手法及び情報技術を取り入れるよう努めなければならない」といった規定を新しく付け加える必要があると思われる。

4.1.2 行政の回答義務について

前述したように、市民参加・協働に関する条例においては、行政に述べられた意見に対する回答義務がすでに設けられているが、その実効性を確保する点でまだ不十分である。それに加え、現在、情報の流通スピードが格段に速くなったため、行政が大きい挑戦と対面している。行政の回答義務の実効性を確保しようとする場合、まず、ある程度回答すべき内容の構成を公式化させ、そして、回答内容に対する評価システムを取り入れることが有益であると思われる。

現在、総合的な市民参加条例において、回答義務についての定めには、「市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない」や「市は、市民の意見を聴取するとともに、これに対する説明責任を負い、市の考え方を公表しなければならない」などの文言がほとんどである。しかし、具体的にいつどのように回答するかについては、不明確である。

行政の回答義務の実効性を高めるために、参考にできるのは、兵庫県宝塚市が意見公募手続の結果を公表する際に利用する統一されている書式であると思われる。その書式は全部で3つある。普段、他の地方公共団体が使っている書式である①「(案)についての意見と市の考え方の公表について」(意見公募手続の題名、意見提出件数期間、提出意見の件数などが記載されたもの)、これ以外に、②「案に対するパブリック・コメント手続に基づ

く意見募集の結果一覧表」および、③「案に対するパブリック・コメント手続以外での修正内容一覧表」がある。②に実施機関が記入する必要があるのは、計画案の何頁何行について市民等から提出された意見の全文、意見の採否および理由、意見を受けての見直し結果という項目である。また③には、当該箇所、修正前、修正後、意見区分(職員、所管課、その他)および理由がそれぞれ明らかにされなければならない。このように、結果公表の書式の整備や、理解しやすい説明などの措置を通して、市民は行政に対する印象を変えているため、政策形成過程の透明性の向上や市民の市政への関心を強化することになる。それと同様に、意見公募手続に限らず、回答義務を含めて他の市民参加の実施結果を公表する際も、回答すべき内容の構成をあらかじめ規定させたら、市民参加の効果を大幅に上げることができると思われる。

もちろん、それは条例で具体的な内容がいちいち羅列される意味ではなく、例えば、「回答に関し必要な事項を施行規則により定める」などの指示する文言さえあれば、そして、他の行政内部規範などによって具体化されると、回答義務の実効性がより高まると思われる。それに加え、回答の時間やオンラインとオフライン参加の格差を消滅することも考慮する必要がある。すなわち、「市は、市政に関する市民からのすべての意見を十分に検討し、時間を設けてこれらに誠実に回答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させなければならない。回答に関し必要な事項を施行規則により定める」と補足する方がよいであろう。

4.1.3 情報技術を提供している事業者について

情報技術による市民参加では、本来の両者関係が三者関係に変化した。その新しく介在する事業者も市民参加の過程で不可欠な者であるため、条例に取り扱われる必要があると思われる。しかし、既存の市民参加条例の定めによれば、市民参加の過程における事業者が負う責務は「市民活動の発

展に協力し、及びその促進に努めるもの」（「南足柄市市民活動推進条例」7条）、「地域コミュニティへの参加、協力及び支援」（「大牟田市協働のまちづくり推進条例」16条）などである。このような市民参加の協力者としての事業者と比較して、情報技術を提供している事業者は全く別の者であるため、両者のそれぞれの責務を区分して改めて整理する必要がある。前者は、すでに多数の地方公共団体の条例に取り込まれている。本稿では後者のみを論じる。

情報技術を提供している事業者は行政と行政契約を締結し、情報技術のサービスを提供している。その際、2つの問題が存在していると思われる。①情報技術を利用している市民にとって個人情報などが保護されているかという問題と、②行政が自ら選んだ事業者と市民との信頼関係をどのように作るかという問題である。

それらの問題に対応するため、①について、既存の市民参加条例で2種類の事業者を明確に区分する必要がある。そして、情報技術を提供している事業者に対して、市民の個人情報を適正に取り扱わなければならないということを明記する必要がある。すなわち、「事業者は、個人の権利利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする」。②については、行政は事業者との契約をもっと市民に対しオープンな形で行うべきであろう。もちろん、そのなかで公開し難い情報もあるが、市民公開のもとで行うことが、市民と事業者との信頼関係を確立することにプラスになる。そして、情報技術の提供にとどまらず、情報技術の利用指導、問題解決などを事業者が直接市民に教授することにより、市民と事業者の相互関係がさらに緊密になるとと思われる¹⁸⁾。

そのため、例えば、「市は、事業者と契約を締結するとき、事業者の基本情報及び契約の主要内容を市民に知らせよう努めなければならない」および「事業者は提供している情報システムの利用方法を市民に普及啓発するよう努めなければならない。市民は、情報技術を利用する過程で何らか

の問題が生じた場合、事業者に回答を求めることができる」などを新しく付け加えることが良いのではなかろうか。

4.1.4 個別の市民参加条例について

総合的な市民参加条例の補足・修正に伴い、「意見公募手続条例」や「住民投票条例」などの個別の市民参加条例にも相応の調整を加える必要があると思われる。その原因としては、総合的な市民参加条例より詳細的な参加手続が定められている個別の市民参加条例ではふさわしい調整がない場合、違和感が生じていることにある。さらに、そもそも個別の市民参加条例のみを整備している地方公共団体も少ない。

三鷹市の条例を例として挙げると、個別の市民参加条例である「三鷹市パブリックコメント手続条例」が存在している。現在、当条例においては、パブリックコメントが実施される時、政策等の案の公表（8条）および意見の提出（9条）の段階で、インターネットの利用が既に提示されている。しかしながら、情報社会の推進とともに、公式アカウントやソーシャルメディアの方がむしろもっと多く使われているようになった。それを積極的に利用することによって、パブリックコメントの実施もより効率的になると思われる。そして、それをいかに実現するかについて、条例などによって定着させる必要がある。

それ以外にも、パブリックコメントを通して述べられた意見に対しての行政の回答の方式や、パブリックコメント実施の評価などについての規定も改善できると思われる。それらについては、前に述べたためここでは省略する。

4.2 自治基本条例についての見直し

手続的な条例である市民参加条例が見直されたあと、相応に自治基本条例も見直される必要があると思われる。その原因は2つある。第1に、自治基本条例の定期的な検証と見直しは、市民や職員意識や行動に深い影響を与えていることにあ

る。2012年に阿部昌樹は、自治基本条例の制定および施行が市民や職員の意識や行動にもたらす変化を明らかにするため、「自治基本条例の制定経緯及び施行状況に関する自治体アンケート調査」を実施し、自治基本条例が制定されてから1年以上経過していた自治体のデータを分析した。その結論と提言によると、「自治基本条例を制定し、施行すれば、それだけで直ちに住民や職員の意識や行動が変化することなどあり得ないということを経験に銘じ、住民や職員の自治基本条例についての認知度を高め、理解度を深めるための諸施策を、自治基本条例の制定直後のみならず、施行後も一貫して、継続的に実施していくことと、自治基本条例の制定趣旨や基本理念を具体化するための諸施策を、継続的に実施していくことに努めるべきであるというものとなるであろう」（阿部2014）。

第2に、地方公共団体における法体系が統一されるためである。地方公共団体の法体系の整備は、基本ルールである自治基本条例を頂点として、個別ルールである分野別基本条例、個別政策条例という条例の体系化になっている。それと総合計画などの計画類などに合わせて、地方公共団体の政策が次第に統一されていくことになる（沼間2010）。もちろん、改正される条例は、必ず自治基本条例に準拠して、矛盾しないような文言にしていかなるを得ない。それと同様に、改正される条例と比較して、自治基本条例の方は逆に時代遅れになる恐れがある場合、自治基本条例の見直しも適当であろう。

「三鷹市自治基本条例」の場合は、例えば、条例の「総則」（1章）あるいは「参加及び協働」（6章）のところにおいて、「デジタル社会の実現に伴う市民参加の推進」などの文言を置くことによって、情報技術を利用して市民参加を実施することが自治基本条例の理念として明確化されれば、より適切であると思われる。

5 今後の課題

本稿では、地方公共団体における市民参加・協働に関する条例を概観したうえで、情報社会における市民参加の課題を分析しつつ、既存の条例を見直す必要性を論じ、そして、既存の条例を見直す具体案について提言をした。

現在の日本、特に地方のレベルでは、政策等の案の作成段階から市民参加を取り入れ、公募市民から構成される多種多様な市民会議に素案の作成作業を実質的に委ねることが継続的に増加している。しかしながら、現在の市民参加で果たして満足しているのだろうか。全員公募の市民会議が発足しても、相変わらず従来型の審議会が存在しており、市民会議と審議会が奇妙な共存をしている。市民がゼロからつくるといいながらも、やはりコンサルタントの支援を仰ぐ地方公共団体が後を絶たない。一方で、情報技術が発展している現在においても、情報技術の利用は市民参加にとっていまだにプラスアルファの存在しかない。

しかし、情報技術は決して補助手段にとどまるだけではない。情報技術による新たな効率的な市民参加が既に存在しているか、あるいはどのように構築していくか等について、今後再検討したいと思う。

【注】

- 1) 少し古い調査であるが、2012年大阪大学大学院法学研究科大久保規子が主催するグリーンアクセスプロジェクトでは、東日本大震災により、市民参加・協働の重要性が再認識される中、全国の自治体を対象に「市民参加・協働条例に関するアンケート」および「環境条例に関するアンケート」を行い、地域に根ざした市民参加・協働の仕組みの現状と課題について日本で初めての包括的な調査を実施した。その第二次集計結果によって、アンケートが回収された942自治体（全部1660自治体がある）において、92自治体は総合的な市民参加条例があり（9.8%）、40自治体は個別の市民参加条例があり（4.2%）、

- 67 自治体は市民活動支援条例（市民協働条例の前身）がある（7.1%）。
- 2) 地域ケアネットワークとは、2004 年三鷹市が市内 7つの「コミュニティ住区」を基盤エリアとし、高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民参加の支え合いの諸団体・関係機関やボランティアと行政とのネットワークである。
 - 3) 見守りネットワーク事業では、三鷹市が民間事業者等と「三鷹市見守りネットワーク事業協定」を締結し、協働で事業に取り組んでいる。各協力団体は地域の異変（一人暮らしの高齢者と連絡が取れない、新聞や郵便物がたまっているなど）に気づいたときに市へ連絡するなど、見守り・安否確認を協力している。2021 年 3 月 26 日まで、見守り協力団体は 41 団体がある。
 - 4) 民学産公とは、行政が教育および研究機関と連携し、それら機関の学術的資源や情報を市民や企業に還元および提供する事業である。それは、2005 年から特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構で実施し始めたものであり、一般的な「大学間コンソーシアム」、「産学連携」、「産学官連携」等の連携事業の枠を超え、NPO や市民の参加・視点が加わることで、活動をより幅広いものである。
 - 5) 具体的には、2006 年に公布された「三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則」、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」、「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」がある。
 - 6) 三鷹市ウェブサイトで掲載されているデータおよび市職員からもらったデータによって計算した結果である。（2019 年 5 月 28 日に三鷹市企画部企画経営課の職員にインタビューを実施した。）
 - 7) 「デジタル社会形成基本法」以外、「デジタル庁設置法」（令和 3 年法律第 36 号）、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和 3 年法律第 38 号）、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和 3 年法律第 39 号）および「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号）がある。
 - 8) それ以外の基本理念としては「経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化」（4 条）、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」（7 条）、「利用の機会等の格差の是正」（8 条）、「国及び地方公共団体と民間との役割分担」（9 条）、「個人及び法人の権利利益の保護等」（10 条）、「情報通信技術の進展への対応」（11 条）、「社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応」（12 条）がある。
 - 9) 進邦徹夫は 2008 年度から 2010 年度までの「市民参加条例の実態調査」により、2008 年に「八王子市市民参加条例」が実施された後の市民参加手続の実施状況を示した。調査結果によれば、参加手続の課題としては、「課題が無い」、「参加者・意見が少ない」、「参加者の年齢が偏っている」、「参加者が決まった人ばかりになる」がある。情報技術を利用する場合、以上の課題を一定の程度改善できると筆者には思われる。
 - 10) 情報安全を確保するため、現在、地方自治体が利用しているインターネットは、自治体の組織内部のみで通信できる内部行政インターネットおよび市民情報インターネット並びに外部の普通インターネットの三つに分けられる。
 - 11) 2018 年 6 月に東京都三鷹市が実施した市民満足度・意向調査においては、市民参加への取り組みについて、すでに活動している・活動したいとの意向がある市民は、約 27.8%であり、60 代と 70 代は約 40%である一方、10 代と 20 代では 15%以下であった。また、市民参加に参加する条件は、「仕事をしながらでも参加可能な軽度の負担」が回答者全体で最も高く、41.8%であった。さらに、市民参加の方法によって、参加率の高い年齢層に差異がある。三鷹市企画経営課の統計によると、「まちづくりディスカッション」や市民会議・審議会の公募委員の参加率（年代別参加者数／各取り組みへの参加者総数）が最も高いのは 60 代であった。他方、ホームペー

ジで実施しているアンケート調査で回答率が高いのは、30代と40代であった。

- 12) 具体的には、ひとしく技術や情報の利活用に係る機会を与えること、必要な能力による格差の是正などの内容がある。
- 13) 例えば、三鷹市では、小学校でプログラミングが必修化されるなど、デジタル社会に向けた教育が始まるとともに、年齢に問わず、支援が必要な市民に対しては地域における支援ができるような仕組み・体制の整備を推進している。
- 14) 2019年9月28日に豊中市地域創生塾の塾生（豊中市市民）を対象に、市の意見公募手続の実施についてのインタビューを実施した。
- 15) 例えば、三鷹市ではアイデアソン・アプリコンテストの実施など市民参加による課題解決の実現と協働・共創のまちづくりが行われている。
- 16) 2021年7月15日に三鷹市企画部企画経営課の職員をインタビューした。
- 17) 既存の規定においては、参加方法の組み合わせに関する規定に使用された文言は主に5つに分けられている。もっとも多く使われているのは、①「1以上の方法」または②「複数の方法」という文言である。例えば、「北本市市民参画推進条例」には、「市長等は、対象施策を実施するときは、次に掲げる方法のうち、1以上の方法を選択し、適切かつ効果的であると認められる時期に市民参画を求めなければならない」（7条）。また、「静岡市市民参画の推進に関する条例」には、「実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする」（8条2項）。他方、③「2以上の方法」を明記している条例は多少存在しており、その中に④「…を含む2以上の方法」のような制限がある定めも見られる。例えば、「守山市市民参加と協働のまちづくり条例」には、「市は、次の各号に掲げる政策および施策を実施しようとする場合、あらかじめ前条に定める方法のうちから2以上のものにより市民参画の手続きを経なければならない」（10条）。

また、「所沢市市民参加を進めるための条例」によって、「市は、前条第1項第1号から第3号までの事項については、パブリックコメント手続を含む2以上の方法により参加の手続を行うものとします」（8条2項）。また、まれに参加方法を⑤「同時に実施する」としている表現もある。「宮古市参画推進条例」によれば、「市の執行機関は、前条第1項及び第2項各号に掲げる事項について、より多くの意見表明を求める必要がある場合は、前項各号に掲げるものを同時に実施することができる」（8条2項）となっている。

- 18) 2021年8月から9月までに行われた「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」の研修においては、協議会メンバー間のコミュニケーション（連絡・情報共有）や論議などを円滑に行うためのツール（Slack、Zoom）の活用方法を学ぶ研修内容がある。研修の講師はSlack、Zoom会社から派遣された人たちである。

【文献】

- 阿部昌樹、2013、「自治基本条例の制定経緯および施行状況に関する自治体アンケート調査」『大阪市立大学法学雑誌』59（4）：588-642。
- 、2014、「自治基本条例のインパクト」『法学雑誌』60（2）：814-856。
- 汪穎、2021、「市民参加方法の解明と再構成についての試論——三鷹市のまちづくりディスカッションをめぐって」『三鷹まちづくり研究』1：11-23。
- 大久保規子、2012、『市民参加・協働条例に関するアンケート調査第二次集計結果』。
- 児玉博昭、2019、「自治体における自治基本条例の制定意義」『白鷗法学』26（1）267-322。
- 近野建一、2021、「都市における協働の法規範に関する考察——都市の協働条例を中心として」『早稲田大学大学院法研論集』178：57-80。
- 進邦徹夫、2012、「市民参加条例の運用——東京都八王子市を事例に」『杏林社会科学研究』27（4）：28-31。
- 杉山幸一、2014、「自治基本条例による地方自治の成果と課題」八戸学院大学紀要48：21-34。

- 高橋秀行・都澤慶、2011、『市民参加条例の運用と評価』
公人社。
- 高橋秀行、2018、「市民参加条例・協働条例のいま」『地
方自治職員研修』51（9）：15-17。
- 田中富雄、2018、「自治基本条例の検証に求められる視
角」『地域政策研究』20（3）：87-102。
- 新川達郎、2017、「自治体の協働政策と地域ガバナンス
の未来」『ガバナンス』200：16-19。
- 沼間良、2010、「自治基本条例と議会基本条例（上）—
—2 元代表型自治体における新しい法体系」『自治
総研通巻』36（9）：13-41。
- 原田尚彦、1977、『環境権と裁判』弘文堂。
- 松下啓一、2017、「市民協働条例の到達点と今後の展開」
『ガバナンス』200：23-25。
- 村中洋介、2019、『条例制定の公法論』信山社。
- 三鷹市、2017、「三鷹市自治基本条例ガイドブック—
更なる参加と協働をめざして」。
- 、2018、『三鷹を考える論点データ集 2018』。
- 、2018、『第4次三鷹市基本計画第2次改定等
に向けた市民満足度・意向調査 報告書』
- 、2020、『みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョ
ン』。
- 吉田利宏・いしかわまりこ、2007、「条例と規則との関
係」『法学セミナー』52（4）：66-69。
- NPO 法人公共政策研究所、2021、『全国自治基本条例・
議会基本条例の施行状況（2021.4.1 現在）』。

プロフィール

汪 穎（おう えい）

私は市民参加の制度と実態を研究するために、来
た留学生です。現在、情報技術の推進は既存の市民
参加にどのような影響を与えているか、このよう
な影響に対して、どのような法的対応を取るべき
かを解明し、そして、情報社会に適した市民参加の
方法を模索したいです。
